

上智大学大学院博士後期課程研究者育成奨学金

上智大学の研究と国際的な発展を牽引する卓越した研究能力を有する優秀な研究者を育成すべく、博士後期課程に在籍する正規生かつ要件を満たす者すべてに奨学金を給付し、その研究活動を奨励する。

奨学金概要

対象資格	<p>研究科委員長からの推薦に基づき、次の要件を満たす者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 修業年限内に在籍する正規生（在学継続者、再入学者、通年休学者を除く） 2) 明確な研究計画を有し、鋭意研究に取り組み、学位取得に充分到達すると研究科が判断する者（※新入生は入試合格を以て対象資格2）を有するとみなす。） 3) 以下に該当しない者 <ul style="list-style-type: none"> ・日本政府の事業として行っているプログラムの奨学金受給者（「文部科学省国費外国人留学生奨学金」、「JICA 大学委託受入研修員」及び「人材育成奨学計画（JDS）」等） ・外国政府の経費負担により派遣される外国人留学生 ・「他の奨学金と併給不可」等の指示がある学外奨学金を受給する者 <p>※学内奨学金受給者、学術振興会特別研究員、RA・TA は対象資格を有する。</p>
給付内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本学大学院理工学研究科以外の研究科 年額 30 万円 2) 本学大学院理工学研究科 年額 40 万円 <ul style="list-style-type: none"> ・入学後の給付とする。 ・原則として修業年限（三年間）の採用とする。 ・但し、毎年研究科による継続審査により給付継続の可否を決定する。
採用枠	<p>対象資格を満たし研究科委員長より推薦された者すべてを採用とする。</p>
採用の流れ	<p>（新入生）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科委員長より推薦され、入試に合格した者を採用候補者とする。（入試出願時に本奨学金に関する申請手続き等は不要。） ・各入試の合格通知時に、「採用候補者決定通知」を発行する。 ・採用候補者は、本学大学院博士後期課程に入学し、別途指示される所定の手続きを行うことではじめて奨学金採用者として確定する。（給付時期：春入学者 5 月、秋入学者 10 月）
継続審査	<p>毎年度、次年度の給付継続のための継続審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「継続」：対象資格、学籍状態、研究計画の進捗及び成果にもとづき、研究科委員長より推薦された者を「継続」採用とする。 ・「停止」：研究計画の著しい遅れや明らかな研究意欲の低下が見られ、それがやむを得ない事情によるものではない場合、「停止」とし次年度の給付をしない。これにより 1 年分の給付権利を失う（修業年限を超えて給付することはしない）。 ・「廃止」：退学、停学、奨学生として態様が著しく不良である等の場合は「廃止」とし、次年度以降の給付をしない。加えて過去に遡及し給付金額の返還を求める場合が

	ある。
休学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年休学する場合：当年度の奨学金は「休止（給付なし）」とし、復学後に給付を再開する。給付後に休学を決定した場合は、当年度の給付額は返金とする。休学期間を除いた修業年限（三年間）の採用は継続される。 ・ 一部期間（半期、クォーター）のみ休学する場合：当年度の奨学金給付は継続される。 <p>※いずれの場合も、休学により在籍期間が延びるが給付は最大3回までである。</p>
取消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「上智大学奨学金規程第9条」に反したとき、採用を取り消す。 ・ 加えて、継続審査や研究科判断により「廃止」となった場合、採用を取り消す。
その他 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給後、対象資格から外れる事項が発生した場合は速やかに申し出ること。 <p>例) 学外奨学金で他の奨学金併給不可のものを受給した⇒本奨学金の採用は取消</p>

以上